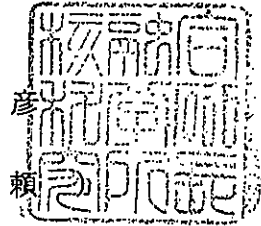


関係機関の長 殿
関係学部等の長 殿
関係 各 位

大学共同利用機関法人自然科学研究機構
核融合科学研究所長 竹入 康彦



教授の公募について（依頼）

このたび、当研究所では下記の要領で教授を公募いたします。
つきましては、関係各位にお知らせいただくとともに、適任者の応募について、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

1. 公募する職種及び人員

教授 1名（任期5年、在任中の業績評価により再任も可とする）
適格者がいない場合は採用しないこともある。

2. 所 属

ヘリカル研究部 装置工学・応用物理研究系 低温工学研究部門

3. 研究内容

今回公募する教授には、LHDの開発、建設、運転、性能改良で得られた大型超伝導システムに関するこれまでの技術の蓄積を引き継ぎ、核融合用超伝導システムの最新の研究成果を取り入れた次世代高温超伝導システムの実用化研究を推進することを求める。そのため、国内外の大学、研究機関並びに企業の研究者、技術者と連携して進める能力、更に、高温超伝導システムを実現する上で特に重要となる研究をプロジェクトとして推進するための優れたマネジメント能力を求める。また、大学共同利用機関の教員として、これらに係わる共同研究を推進すると共に、若手研究者の育成及び学生教育に貢献することを求める。

4. 希望事項

- (1) 博士の学位を有すること
- (2) 上記の当該部門の研究分野において実績があること
- (3) 国内外の共同研究の推進に意欲のあること
- (4) 学生の教育に意欲があること

5. 公募締め切り

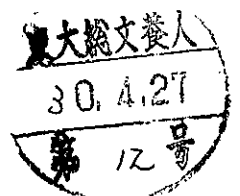
平成30年8月31日（金）17時（必着）

6. 就任時期

採用決定後のなるべく早い時期

7. 選考方法

選考は、核融合科学研究所運営会議において行う。
選考においては、書類審査を行い、必要に応じて、面接を実施する場合がある。



8. 提出書類（(2)～(5)については6部必要）

- (1) 履歴書：原則として市販の用紙を使用し、可能な就任時期も明記すること。
（写真貼付、取得学位名を明記の上、連絡先にE-mailアドレスを記入すること。）
- (2) 研究歴：任意の様式による。2, 000字程度。
- (3) 就任後の抱負：任意の様式による。2, 000字程度。
- (4) 研究業績発表論文リスト：共著の論文については、共著者名をすべて記入すること。また、それぞれの論文について、レフリーによる審査（査読）を経たものであるか、否かの区別を明確にすること。なお、リスト作成にあたっては、当研究所の「研究業績リスト作成基準」（当研究所ホームページ（URL：<http://www.nifs.ac.jp/jinji/>）に掲載）によること。
また、リストとは別に、主要な論文3編程度についてはその概要と本人の寄与についてまとめること。（任意の形式による。）
- (5) 論文別刷：主要な論文（学位論文及び投稿中又は投稿予定を含む。）5編程度の別刷を添付すること。（別刷がない場合はコピーでも可）
- (6) 推薦書：推薦者がある場合は推薦書、又は応募者について参考意見を述べることできる方2名程度の氏名及び連絡先を記載した文書。いずれも、任意の様式による。

上記の書類は、履歴書以外は原則としてA4判横書きとし、それぞれ別葉とすること。
また、各書類のすべてのページの右肩上に応募者氏名を必ず記入すること。

9. 書類送付先

〒509-5292 土岐市下石町322-6

核融合科学研究所 管理部総務企画課人事係

封筒の表に「装置工学応用物理研究系低温工学研究部門（教授）公募関係書類」と朱書き、
郵送の場合は簡易書留とすること。

また、この公募以外の公募書類を同封しないこと。

10. 問い合わせ先

(1) 提出書類について

核融合科学研究所管理部総務企画課人事係

電話 0572-58-2013（直通）

(2) 研究内容等について

核融合科学研究所 ヘリカル研究部 装置工学応用物理研究系

研究主幹 教授 三戸利行

電話 0572-58-2120（直通）

11. その他

- (1) この公募内容については、当研究所のホームページ（URL：<http://www.nifs.ac.jp/jinji/>）に掲載）に掲載していますので、ご参照ください。
- (2) 提出された書類は返却しませんのでご了解ください。
- (3) 当研究所の任期制については、「核融合科学研究所研究教育職員の任期に関する規則」（URL：<http://www.nifs.ac.jp/jinji/>）に掲載）によります。
- (4) 本人事においては男女共同参画社会基本法の趣旨を尊重します。
 - ・研究・教育業績や人物の評価において同等と認められた場合には、女性を採用します。
 - ・産前産後・育児・介護のための休暇・休業（育児部分休業、介護部分休業を含む。）の取得、又は業務上若しくは通勤途上による傷病に起因する病気休暇・病気休職により研究を行うことができなかつた期間がある場合には、履歴書等にその旨明記していただければ、業績を評価する際に配慮します。

以上